

目 次

規 則

- 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）
..... 2
- 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の施行期日を定める規則
（第3号） 2
- 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則（第4号） 3
- 秋田市にぎわい交流館条例の施行期日を定める規則（第5号）
..... 3
- 秋田市中企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規
則（第6号） 3

告 示

- 専決処分した予算およびその要領について（第16号） 4
- 平成24年1月秋田市議会臨時会において議決を経た予算および
その要領について（第17号） 5
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第18号）
..... 7
- 放置自転車等の撤去および保管について（第19号） 7
- 平成20年度、平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健
康保険税納税通知書の公示送達について（第20号） 7
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第21号）
..... 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第22号） 7
- 秋田市議会定例会の招集について（第23号） 8
- 平成23年度第5期および第6期国民健康保険税督促状の公示送
達について（第24号） 8
- 平成23年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達につ
いて（第25号） 8
- 平成23年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について
（第26号） 8
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第27号） 8
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更
生医療）の指定について（第28号） 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第29号） 9
- 債権差押調書（謄本）の公示送達について（第30号） 9
- 都市計画の変更について（第31号） 9
- 都市計画の変更について（第32号） 9

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号） 9
- 教育委員会臨時会の招集について（第3号） 9

選 管 告 示

- 平成24年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人
名簿の縦覧について（第1号） 9
- 平成24年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所
および生年月日を記載した書面の縦覧について（第2号） 10

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第3号） 10

上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第4号） 10
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第5号） 10
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第6号） 10

公 告

- 入札参加希望者の公募について 10
- 秋田市森林整備計画の変更について 12
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について 12
- 公売財産の最高価申込者の決定について 12
- 入札参加希望者の公募について 12
- 入札参加希望者の公募について 13
- 平成23年度ポリオ予防接種の実施について 15
- 入札参加希望者の公募について 15
- 入札参加希望者の公募について 16
- 入札参加希望者の公募について 18
- 入札参加希望者の公募について 20
- 入札参加希望者の公募について 21
- 入札参加希望者の公募について 22
- 入札参加希望者の公募について 22
- 入札参加希望者の公募について 23
- 入札参加希望者の公募について 24
- 入札参加希望者の公募について 25
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に關する届
出について 25
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に關する届
出について 26
- 入札参加希望者の公募について 26
- 入札参加希望者の公募について 27
- 入札参加希望者の公募について 29
- 入札参加希望者の公募について 30
- 入札参加希望者の公募について 31
- 入札参加希望者の公募について 33
- 入札参加希望者の公募について 34
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 35

○入札参加希望者の公募について……………	35
○入札参加希望者の公募について……………	36
○入札参加希望者の公募について……………	37
○農用地利用集積計画の策定について……………	38
○建築基準法による道路の指定について……………	38
○入札参加希望者の公募について……………	38
○入札参加希望者の公募について……………	39

上下水道局公告

○受益者負担金の賦課対象区域について……………	41
○一般競争入札の執行について……………	41
○入札参加希望者の公募について……………	43
○一般競争入札の執行について……………	44
○一般競争入札の執行について……………	45
○一般競争入札の執行について……………	47
○受益者負担金の賦課対象区域について……………	48
○入札参加希望者の公募について……………	48
○一般競争入札の執行について……………	49
○入札参加希望者の公募について……………	50
○入札参加希望者の公募について……………	51
○一般競争入札の執行について……………	52
○入札参加希望者の公募について……………	53
○入札参加希望者の公募について……………	54
○入札参加希望者の公募について……………	55
○入札参加希望者の公募について……………	56
○一般競争入札の執行について……………	57
○一般競争入札の執行について……………	58

規 則

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 2 号

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公害防止条例施行規則（平成 9 年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の附表第 1 中「P C B」を「ポリ塩化ビフェニル」に、

「ソ 1, 1－ジクロロエチレン」	0.2ミリグラム	を
「ソ 1, 1－ジクロロエチレン」	1ミリグラム	に、
「ネ セレンおよびその化合物」	セレン0.1ミリグラム	を
「ネ セレンおよびその化合物」	セレン0.1ミリグラム	
「ノ ほう素およびその化合物」	海域以外の公共用水域に排出されるものにおいてほう素10ミリグラム、	

	海域に排出されるものにおいてほう素230ミリグラム	
ハ ふっ素およびその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるものにおいてほう素8ミリグラム、海域に排出されるものにおいてほう素15ミリグラム	に
ヒ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	

改め、別表第 3 の附表第 2 中

「ケ 亜鉛含有量」	1リットルにつき5ミリグラム	を
-----------	----------------	---

「ケ 亜鉛含有量」	1リットルにつき2ミリグラム	に、
-----------	----------------	----

「ス 弗素含有量」	1リットルにつき15ミリグラム	
セ 大腸菌群数	日間平均1立方センチメートルにつき3,000個	を

「ス 大腸菌群数」	日間平均1立方センチメートルにつき3,000個	
セ 窒素含有量	1リットルにつき120（日間平均60）ミリグラム	に
ソ 燐含有量	1リットルにつき16（日間平均8）ミリグラム	

改め、同表の備考に次のように加える。

6 窒素含有量についての規制基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は^{りん}燐含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年環境庁告示第27号。7において「昭和60年告示」という。）により指定された湖沼をいう。）およびこれに流入する公共用水域に排出される排水水について適用する。

7 ^{りん}燐含有量についての規制基準は、^{りん}燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（昭和60年告示により指定された湖沼をいう。）およびこれに流入する公共用水域に排出される排水水について適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の施行期日を定める規則

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31号）の施行期日は、平成24年 7 月 5 日とする。

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則（趣旨）

第 1 条 この規則は、秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定期利用の期間）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める期間は、1 年を超えない期間とする。

（定期利用の許可申請）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の許可を受けようとする者は、秋田市中通一丁目自動車駐車場定期利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（定期駐車券）

第 4 条 市長は、許可申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定する駐車場所および許可する期間を明示した定期駐車券を交付するものとする。

（定期利用の中止等の届出）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の許可を受けた者は、定期利用を中止し、又は当該許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに、前条の規定により交付を受けた定期駐車券を返還しなければならない。

（利用料金の支払方法）

第 6 条 秋田市中通一丁目自動車駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、入場の際に駐車券発行機から駐車券を抜き取るとともに出場の際に当該駐車券を料金精算機に挿入して、表示された金額を支払い、又は定期駐車券により精算しなければならない。

（駐車券の紛失）

第 7 条 利用者は、駐車券を紛失した場合は、駐車券紛失届を市長に提出し、入場した時間の認定を受けなければならない。

（利用料金の承認申請）

第 8 条 条例第 5 条第 1 項の指定管理者は、条例第 7 条第 1 項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市中通一丁目自動車駐車場利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 5 日から施行する。

秋田市にぎわい交流館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 5 号

秋田市にぎわい交流館条例の施行期日を定める規則

秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）の施行期日は、平成24年 7 月21日とする。ただし、同条例第 2 条から第11条までの規定の施行期日は、同月 5 日とする。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 この規則において、「市税」とは、本市が課する市民税、固定資産税および事業所税をいう。

第 4 条第 2 号中「。以下「法」という。」を削り、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 産業活力創造資金 産業の活性化に資する事業を行う中小企業者および組合等の運転資金および設備資金

第 4 条第 5 号から第10号までを削り、同条第11号中「産業分類の大分類上」を「日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号。以下「産業分類」という。）の大分類上」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第12号を同条第 6 号とする。

別表一般事業資金の項中「1,500万円」を「3,000万円」に、「7 年以内」を「10年以内」に、「6 月以内」を「1 年以内」に改め、同表小口零細企業資金の項中「7 年以内」を「10年以内」に、「6 月以内」を「1 年以内」に改め、同表緊急経営支援資金の項を削り、同表創業資金の項(1)および(2)中「1 年」を「5 年」に改め、同項中「7 年以内」を「10年以内」に改め、同項の次に次のように加える。

産業活力創造資金	本市に事業所を有する中小企業者又は組合等であって、市税を完納しているもの	1 貸付限度額 5 億円 2 貸付利率 年9.0パーセント以内 3 返済期限 15年以内（措置期間を含む。） 4 措置期間 2 年以内 5 協会の保証の要否 必要
----------	--------------------------------------	---

別表新商品等開発資金の項から商業施設整備資金の項までを削る。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。
平成24年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

専決第 1 号
専 決 処 分 書

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 23,383,700	千円 600,000	千円 23,983,700
	1 地方交付税	23,383,700	600,000	23,983,700
歳 入	合 計	128,882,231	600,000	129,482,231

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 14,439,465	千円 600,000	千円 15,039,465
	2 道路橋りょう費	3,645,833	600,000	4,245,833
歳 出	合 計	128,882,231	600,000	129,482,231

専決第 2 号
専 決 処 分 書
平成23年度秋田市一般会計補正予算（第 9 号）の件
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。
平成24年 1 月16日
秋田市長 穂 積 志
平成23年度秋田市一般会計補正予算（第 9 号）
平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定め

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 3,386,389	千円 600,000	千円 3,986,389

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）の件
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。
平成24年 1 月 4 日
秋田市長 穂 積 志
平成23年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）
平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,482,231千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

るところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,082,231千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

	2 基金繰入金	3,288,434	600,000	3,888,434
歳 入	合 計	129,482,231	600,000	130,082,231

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 15,039,465	千円 600,000	千円 15,639,465
	2 道路橋りょう費	4,245,833	600,000	4,845,833
歳 出	合 計	129,482,231	600,000	130,082,231

秋田市告示第17号

平成24年 1 月27日の「平成24年 1 月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,103千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,352,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 23,983,700	千円 9,862	千円 23,993,562
	1 地方交付税	23,983,700	9,862	23,993,562
15 国庫支出金		20,933,871	92,841	21,026,712
	2 国庫補助金	5,604,280	92,841	5,697,121
22 市 債		14,983,000	167,400	15,150,400
	1 市債	14,983,000	167,400	15,150,400
歳 入	合 計	130,082,231	270,103	130,352,334

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		千円 3,782,439	千円 1,931	千円 3,784,370
	1 消防費	3,782,439	1,931	3,784,370
10 教 育 費		10,976,547	268,172	11,244,719

	2 小学校費	2,510,031	168,034	2,678,065
	3 中学校費	1,955,685	100,138	2,055,823
歳 出 合 計		130,082,231	270,103	130,352,334

第2表 繰越明許費補正
(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費	2 小学校費	河辺小学校大規模改造事業	129,496
		小学校耐震補強等事業	11,836
		小学校施設等改修経費	26,702
	3 中学校費	城東中学校大規模改造事業	100,138

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
小 学 校 費	339,200	102,700	441,900			
中 学 校 費	451,900	64,700	516,600			
計	14,983,000	167,400	15,150,400			

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,952,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 3,986,389	千円 600,000	千円 4,586,389
	2 基金繰入金	3,888,434	600,000	4,488,434
歳 入 合 計		130,352,334	600,000	130,952,334

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 15,639,465	千円 600,000	千円 16,239,465
	2 道路橋りょう費	4,845,833	600,000	5,445,833

歳 出 合 計	130,352,334	600,000	130,952,334
---------	-------------	---------	-------------

秋田市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 2 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 3 番44号	平成24年 2 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
山 王 さ と う 歯 科 医 院	秋田市山王一丁目12番27号	平成23年 12月29日
さ さ き 調 剤 薬 局	秋田市中通六丁目 1 番 5 号	平成23年 12月31日
ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 3 番44号	平成24年 1 月31日

秋田市告示第19号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 2 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成24年 1 月17日から同月24日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年 2 月23日から同年 8 月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第20号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成20年度、平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ショートステイゆず	秋田市外旭川八柳三丁目 6 番41号	平成24年 1 月 1 日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
御野場病院介護 支援センター	秋田市御野場 二丁目14番 1 号	秋田市御野場 四丁目 3 番 4 号	平成17年 11月 1 日

秋田市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年 2 月14日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

戸賀沢自治会

2認可年月日

平成5年8月2日

3変更があった事項およびその内容

主たる事務所の所在地

変更前秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3

変更後秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地

代表者の氏名及び住所

変更前佐々木 一 範

秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3

変更後加 藤 敏

秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地

4変更年月日

平成24年1月8日

5変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第23号

平成24年2月22日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成24年2月15日

秋田市長穂積志

秋田市告示第24号

次の国民健康保健税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月17日

秋田市長穂積志

1公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2送達する書類

平成23年度第5期および第6期国民健康保険税督促状

秋田市告示第25号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月21日

秋田市長穂積志

1公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2送達する書類

平成23年度介護保険料納入通知書

平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第26号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月22日

秋田市長穂積志

1公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2送達する書類

平成23年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第27号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成24年2月22日

秋田市長穂積志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
皆川 洋至	城東整形外科	整形外科	肢体不自由
池田 靖子	秋田県立脳血管研究センター	神経内科	肢体不自由
最上希一郎	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
松田 雅純	秋田大学医学部附属病院	神経内科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
栗崎 博	中通総合病院	内科	肢体不自由 呼吸器機能障害
佐藤 誠	中通総合病院	循環器内科 内科	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
三船 大樹	中通総合病院	内科	肢体不自由 呼吸器機能障害
東山 巨樹	秋田大学医学部附属病院	脳神経外科	肢体不自由

秋田市告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年2月22日

秋田市長穂積志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第57号	コスモス薬局	秋田市仁井田新田一丁目 1 番40号	平成24年 2 月 1 日

秋田市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 2 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市仁井田中丁町内会
- 2 認可年月日
平成15年 2 月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 一 彌
秋田市仁井田本町四丁目 5 番36号
変更後 菅 原 正 廣
秋田市仁井田本町四丁目 3 番52号

- 4 変更年月日
平成24年 2 月 5 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第30号

次の債権差押調書（謄本）は、本人の住所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該債権差押調書（謄本）は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成24年 2 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市寺内字三千刈255番地 6
ブルージュ式番館103号
兜 森 聡 一
- 2 送達する書類名
債権差押調書（謄本） 2 通

秋田市告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年 2 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画下水道 秋田市公共下水道（秋田地域）
- 2 都市計画を変更した区域
秋田市下浜羽川字横長根、字水垂および添川字地ノ内地内
- 3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年 2 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
河辺都市計画下水道 秋田市公共下水道（河辺地域）
- 2 都市計画を変更した区域
秋田市河辺和田字式田、字宮崎、字高屋敷、河辺大張野字水口沢、河辺神内字坂ノ下、字鶴巻、字一本柳、字太田面および字神内地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

教 委 告 示

秋田市委教告示第 2 号

平成24年 2 月16日午後 3 時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。
平成24年 2 月10日

秋田市委教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件
秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市委教告示第 3 号

平成24年 3 月 2 日午後 6 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。
平成24年 2 月29日

秋田市委教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件
教職員人事異動に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第 1 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定により、平成24年 1 月 1 日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。

平成24年 2 月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期 間 平成24年 2 月23日から同年 3 月 8 日まで
- 2 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時 間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定に基づき、平成24年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 2 月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期 間 平成24年 3 月 3 日から同月 7 日まで
2 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
3 時 間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第 3 号

平成24年 2 月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年 2 月10日

秋田市農業委員会会長 佐 々 木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（17件）
2 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件（ 1 件）
3 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 2 件）
4 農用地利用集積計画（平成23年度第 9 号）に関する件
5 非農地証明申請に関する件（ 1 件）
6 競（公）売等適格証明申請に関する件（ 4 件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 4 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 2 月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株 式 会 社 友愛ビルサービス	小畑 悟	秋田市山王三丁目 1 番 7 号

- 1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市保健センター昇降機設備保守点検業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおりに
(3) 履 行 場 所	秋田市八橋南一丁目 8 番 6 号（秋田市保健センター）
(4) 履 行 期 間	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
(5) 入札参加要件	① 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。 ② 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第 4 条の20第 2 項に規定する昇降機検査資格者を当該業務に従事する者として、2 名以上配置できる者 ③ 過去 2 年間に市、県、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約

- 2 廃止年月日

平成21年 9 月15日

秋田市上下水道局告示第 5 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成24年 2 月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
有 限 会 社 ア メ ニ ティーユニオン	斎藤 信次	由利本荘市西目町沼田字 新道下287番地 5

- 2 廃止年月日

平成24年 2 月15日

秋田市上下水道局告示第 6 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 2 月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
有 限 会 社 ア メ ニ ティーユニオン	斎藤 信次	由利本荘市西目町沼田字 新道下287番地 5

- 2 廃止年月日

平成22年11月 1 日

公 告

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

	を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	平成24年 2 月 1 日(水)から同月 9 日(木)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
(7) 指名(非指名)通知	平成24年 2 月14日(木)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成24年 2 月23日(木) 午前10時
場 所	秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号 秋田市保健所
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成24年 2 月29日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月 9 日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し(2 通以上)

ウ 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第 4 条の20第 2 項に規定する昇降機検査資格者が 2 人以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その 3)』の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成23年度分)

※ 消費税および法人市民税はいずれも直近の営業年度で、発行後 3 か月以内のものを提出すること。

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加

すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

キ 地方自治法第234条第 3 項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月 1 日(水)から同月 9 日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧場所 秋田市保健所 1 階 保健総務課総務企画担当

4 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市保健所保健総務課総務企画担当
電話 018-883-1170

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 6 第 2 項の規定により秋田市森林整備計画を変更するので、同法第10条の 5 第 5 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画変更計画書の案を縦覧に供する。

なお、秋田市森林整備計画変更計画書の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成24年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 秋田市森林整備計画変更計画書の案
- 縦覧期間 平成24年 2 月 3 日から同年 3 月 5 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農地森林整備課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第 2 項の規定に基づき、公売財産の最高価申込者を次のとおり決定したので公告する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 公売財産の内訳 別紙「公売財産の表示」（省略）のとお
- 最高価申込者氏名 足利 俊博 （収推－ 1 ）
尾形 耕策 （収推－ 2 ）
- 最高価申込価額 485,000円（収推－ 1 ）
1,028,000円（収推－ 2 ）
- 売却決定日時 平成24年 2 月10日午前10時
- 売却決定場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市民生活部国保年金課収納推進室

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 件名	秋田市消防本部パソコン・プリンター賃貸借業務
(2) 物件名および数量	省スペース型デスクトップパソコン 7 台、カラー複合機 1 台、モノクロ複合機 7 台、モノクロレーザープリンタ 1 台、ソフトウェア一式
(3) 設置場所	秋田消防署牛島出張所、秋田消防署勝平出張所、土崎消防署寺内出張所、土崎消防署將軍野出張所、土崎消防署飯島出張所、土崎消防署外旭川出張所、城東消防署広面出張所および消防本部指令課内の秋田市消防本部の指定する場所
(4) 賃貸借期間	平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
(5) 入札参加要件	① 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。 ② 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者 ④ 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。 ⑤ 過去 5 年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じく契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。 ⑥ 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
(6) 入札参加申込	
受 付 期 間	平成24年 2 月10日(金)から同月20日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市消防本部総務課（消防庁舎 4 階）
(7) 仕様書の配布	
配 布 期 間	平成24年 2 月10日(金)から同月20日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
配 布 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市消防本部総務課（消防庁舎 4 階）
(8) 指名（非指名通知）	平成24年 2 月22日(水)に F A X で通知

(9) 入 札		
日 時	平成24年 2 月28日(火) 午後 2 時	
場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市消防本部 会議室（消防庁舎 4 階）	
入札保証金	免除	
(10) 契 約 日	平成24年 2 月29日(水)予定	

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

㊦ 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

㊧ 営業経歴書（様式 2）

㊨ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合提出すること。
あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分に伏せた写しとする。

イ アの㊦および㊧の様式は、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 本入札に関して質疑がある場合は、申込書の提出に併せ質問状（様式自由）を提出すること。また、質問状についての回答は、入札参加申込者全てに、平成24年 2 月21日(火)に書面による配布を行う。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

エ 地方自治法第234条第 3 項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

問合せ先

秋田市消防本部総務課

電 話 018-823-4000

F A X 018-823-9006

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	入 札 参 加 要 件
第18号 秋田市立河辺学校給食センター調理業務委託	秋田市河辺和田字上中野401番地 5	次の①および②の要件をいずれも満たすこと。 ① 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であり、平成24年 1 月 1 日現在秋田市において健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第 1 項に規定する特定給食施設での調理経験年数が過去 5 年間に於いて通算 3 年以上であること。 ② 平成24年 1 月 1 日現在において、学校給食についての調理業務の経験年数が、過去 5 年間に於いて 3 年以上であること。
第19号 秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託	秋田市雄和妙法字上大部79番地 1	
第20号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	秋田市御所野元町五丁目 1 番 1 号	
第21号 秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場調理業務委託	秋田市新屋松美ガ丘北町14番 1 号	
第22号 秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場調理業務委託	秋田市川尻みよし町 8 番31号	

(2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

(3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4

の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 現地説明会に関する事項

(1) 説明会の日時および場所

委託番号・委託名	説明会の日時	説明会の場所
第18号 秋田市立河辺学校給食センター調理業務委託	平成24年 2 月27日(月) 午後 3 時30分	秋田市河辺和田字上中野401番地 5 秋田市立河辺学校給食センター
第19号 秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託	平成24年 2 月27日(月) 午後 4 時20分	秋田市雄和妙法字上大部79番地 1 秋田市立雄和学校給食センター
第20号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	平成24年 2 月28日(火) 午後 3 時30分	秋田市御所野元町五丁目 1 番 1 号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場（御所野小学校内）
第21号 秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場調理業務委託	平成24年 2 月29日(水) 午後 4 時	秋田市新屋松美ガ丘北町14番 1 号 秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場（勝平小学校内）
第22号 秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場調理業務委託	平成24年 3 月 1 日(木) 午後 4 時	秋田市川尻みよし町 8 番31号 秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場（川尻小学校内）

(2) 説明会時の注意事項

ア 平成24年 2 月16日(木)以降に実施した腸内細菌検査証明書（腸内細菌・キャンピロバクター・腸管出血性大腸菌）を

持参すること。

イ 白衣、帽子および調理室専用上履きを持参すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時および場所

委託番号・委託名	入札日時	入札の場所
第18号 秋田市立河辺学校給食センター調理業務委託	平成24年 3 月 2 日(金) 午後 2 時	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第19号 秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託	平成24年 3 月 2 日(金) 午後 2 時10分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第20号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	平成24年 3 月 2 日(金) 午後 2 時20分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第21号 秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場調理業務委託	平成24年 3 月 2 日(金) 午後 2 時30分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第22号 秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場調理業務委託	平成24年 3 月 2 日(金) 午後 2 時40分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」

(2) 入札保証金 免除

(3) 契 約 日 平成24日 3 月 8 日(木)

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

4 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月24日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 公募型指名競争入札参加資格申告書（様式 2）

ウ 営業経歴書（様式 3）

エ 納税証明書

(フ) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月13(月)から同月24(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成24年 2 月27(月)に通知する。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成24年 2 月13(月)から同月24(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行う平成23年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定により公告する。

平成24年 2 月14日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて 2 回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	2 月28日 2 月29日 3 月 9 日
	3 月14日 3 月15日 3 月23日
	3 月27日
アルヴェ 4 階	3 月 2 日
北部市民サービスセンター	3 月 7 日 3 月22日

西部市民サービスセンター	3 月 6 日 3 月16日
御野場地域センター	2 月24日 3 月 1 日
河辺総合福祉交流センター	3 月 8 日
雄和市民サービスセンター	3 月13日
秋田赤十字乳児院	3 月21日

※ ただし、秋田赤十字乳児院は、施設入所者に限る。

5 予防接種を受けることができない者

(1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者

(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められている者

(3) 明らかな発熱を呈している者

(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(6) 下痢をしている者

(7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ又は水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者

(8) 上記以外の予防接種を受けた後 6 日以上の間隔を置いていない者

(9) その他医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で 2 日以内に発熱の見られた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

(4) 今までにけいれんを起こしたことがある者

(5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無 料

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）

ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託

イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託

ウ 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マントラメ227番地 1）

(3) 履行期間

ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託については、平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとする。

イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託については、平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までと

- する。
- ウ 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託については、平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までとする。
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市太平山自然学習センターと同規模程度の施設で当該業務に実績があること。
- イ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- ウ 租税に滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 日時 平成24年 3 月 7 日(水) 午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)
- (3) 入札保証金および契約保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成24年 3 月13日(木)まで
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
- なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
- エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
- オ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の

- 印を押印すること。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 受付期間
平成24年 2 月15日(水)から同月22日(水)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)
- (3) 提出書類
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 業務実績調書（様式 2）
- ウ 営業経歴書（様式 3）
- エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
- （ア）消費税（「未納税額のないこと用（その 3）」税務署で発行）
- （イ）秋田市に納めた法人市民税
- （ウ）秋田市に納めた固定資産税
- オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）
- (4) その他
- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
- イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成24年 2 月29日(木)までに電子メール等により送付する。
- 5 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター
電話 018-827-2171
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター
電話 018-827-2171

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
24教文館 第 3 号 秋田市文化会館 管理業務委託	秋田市山王 七丁目 3 番 1 号	平成24年 4 月 1 日 から平成 27年 3 月 31日まで	次の 1 および 2 の要件をいずれも満たすこと。 1 秋田市の平成23年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていること。 次の登録業種の全てに登録されていること。 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 8 建築物環境衛生総合管理業

			2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍していること。 ① 第3種電気主任技術者 ② 第一種電気工事士 ③ 一級ボイラー技士 ④ 二級ボイラー技士 ⑤ 甲種又は乙種（第4類）危険物取扱者 ⑥ 第三種冷凍機械責任者
24教文館 第8号 秋田市文化会館 空調衛生設備保守 点検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成24年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで	次の1又は2の条件を満たし、かつ3の実績があること。 1 秋田市に管工事A級登録していること。 2 秋田市に管工事登録している県外業者で、秋田市内に本市と契約することができる営業所等を有していること。 3 過去5年間に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める特定建築物において、同種の業務を受託していること。
24教文館 第9号 秋田市文化会館 消防用設備保守点 検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成24年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで	次の1から6までの要件をいずれも満たすこと。 1 (社)秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。 2 秋田市に表示登録された本社、営業所等を有していること。 3 保守点検に必要な乙種7類を除く全ての類の消防設備士が代表者又は社員として市内の本社営業所等に2名以上在籍していること。ただし、2名以上でこの各類を全て満たしていること。 4 緊急応動態勢がとれること。 5 過去5年以内に消防法上の特定防火対象物で、かつ、延べ床面積10,000㎡以上の施設の保守点検契約を締結した実績があること。 6 租税に滞納がないこと。
24教文館 第16号 秋田市文化会館 廃棄物収集運搬処 理業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成24年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで	次の1から3までの要件をいずれも満たすこと。 1 秋田市の一般廃棄物収集運搬業務の許可業者であること。 2 租税に滞納がないこと。 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年3月21日(水)

24教文館 第3号 午前10時

24教文館 第8号 午前10時30分

24教文館 第9号 午前11時

24教文館 第16号 午前11時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 中2階 第1会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年3月26日(月)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年2月27日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 管理業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）

(イ) 入札参加要件2の①から⑥までの免状の写し

(ウ) 入札参加要件2の在籍を証明できる書類

イ 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）

ウ 消防用設備保守点検業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）

(イ) 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し

※ 表示登録の有効期限については、平成25年3月31日まで継続していること。なお、現在の登録が委託期間の途中で満了となる場合は、登録更新手続きをした上で、有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。

(ウ) 消防設備士（第7類を除く）の免状（表裏）の写し
上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として市内の本社、支店、営業所等に合わせて2名以上在籍

し、この各「類」を全て満たしていることを証明できるもの

(エ) 緊急応動態勢が社内にあることが分かる組織図等の写し

(オ) 過去 5 年以内に保守点検契約を締結したことが分かる契約書の写し等、実績調書（様式 2）

(カ) 納税証明書（写し可）

a 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 廃棄物収集運搬処理業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式 1）

(イ) 納税証明書（写し可）

a 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月17日(金)から同月27日(月)までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当

ウ 申込用紙 秋田市文化会館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年 3 月 19日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月17日(金)から同月27日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を含む毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市文化会館

秋田市山王七丁目 3 番 1 号 1 階事務室

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館施設担当

電話 018-865-1191

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	入 札 参 加 要 件
第 6 号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (山王中学校)	秋田市立川尻小学校と秋田市立山王中学校間	次の①から⑤までの要件をいずれも満たすこと。 ① 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。
第 7 号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (土崎中学校)	秋田市立將軍野中学校と秋田市立土崎中学校間	② 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一般貨物自動車運送事業を営業者であること。
第 8 号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (外旭川中学校)	秋田市立外旭川小学校と秋田市立外旭川中学校間	③ 租税に滞納がないこと。
第 9 号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (勝平中学校)	秋田市立勝平小学校と秋田市立勝平中学校間	④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
第10号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (下北手中学校)	秋田市立下北手小学校と秋田市立下北手中学校間	⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
		次の①から⑤までの要件をいずれも満たすこと。 ① 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。

第11号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (桜中学校)	秋田市立城東中学校と秋田市立桜中学校間	② 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の規定に基づく一般貨物自動車運送事業又は同条第4項の規定に基づく貨物軽自動車運送事業を営業者であること。 ③ 租税に滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
第12号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (御所野学院中学校)	秋田市立御所野小学校と秋田市立御所野学院中学校間	
第13号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (下浜中学校)	秋田市立下浜小学校と秋田市立下浜中学校間	
第14号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (太平中学校)	秋田市立太平小学校と秋田市立太平中学校間	
第15号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (秋田北中学校および金足西小学校)	秋田市立下新城小学校と秋田市立秋田北中学校間および秋田市立下新城小学校と秋田市立金足西小学校間	

(2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時および場所

委 託 番 号 ・ 委 託 名	入札日時	入 札 の 場 所
第 6 号 学校給食用食缶類運搬業務委託（山王中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 2 時	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第 7 号 学校給食用食缶類運搬業務委託（土崎中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 2 時10分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第 8 号 学校給食用食缶類運搬業務委託（外旭川中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 2 時20分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第 9 号 学校給食用食缶類運搬業務委託（勝平中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 2 時30分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第10号 学校給食用食缶類運搬業務委託（下北手中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 2 時40分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第11号 学校給食用食缶類運搬業務委託（桜中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 2 時50分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第12号 学校給食用食缶類運搬業務委託（御所野学院中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 3 時	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第13号 学校給食用食缶類運搬業務委託（下浜中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 3 時10分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第14号 学校給食用食缶類運搬業務委託（太平中学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 3 時20分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第15号 学校給食用食缶類運搬業務委託（秋田北中学校および金足西小学校）	平成24年 3 月 9 日(金) 午後 3 時30分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」

(2) 入札保証金 免除

(3) 契 約 日 平成24年 3 月15日(木)

(4) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加をする者は、平成24年 2 月27日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 営業経歴書（様式 2）
- ウ 納税証明書
- （エ）消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）
- （イ）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成24年 3 月 1 日(木)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務内容

ア 件 名 秋田市立太平小学校登下校用車両賃貸借

イ 場 所 秋田市立太平小学校と太平山谷地区

ウ 契約期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

エ 入札参加要件

次の(ア)から(エ)までの要件をいずれも満たすこと。

(ア) 秋田市に本社を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受け、業務を遂行できる者であること。

(イ) 道路運送法第23条に基づく運行管理者、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に基づく整備管理者その他道路運送法第 3 条第 1 号の規定による一般乗合旅客自動車運送事業および一般貸切旅客自動車運送事業を行う場合と同程度の体制がとれるよう、必要とする者を選任し従事させることができる者であること。

(ウ) ジャンボタクシーおよび小型タクシー等の乗合タクシーを複数台所有している者であること。

(エ) 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月 8 日(木) 午後 2 時10分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月14日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、入札説明書等配布資料を受領し、平成24年 2 月27日(月)までに、次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

ウ 道路運送法第 4 条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できる書類（写し可）

エ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ 運行業務代理者承認申請書

キ 実績調書

(2) 入札説明書等受領場所 秋田市教育委員会学事課

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成24年 3 月 2 日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 委 託 名 秋田市立河辺・雄和学校給食センターごみ収集
運搬業務委託

(2) 委託場所 秋田市河辺和田字上中野401番地 5
秋田市立河辺学校給食センター
秋田市雄和妙法字上大部79番地 1
秋田市立雄和学校給食センター

(3) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

次のアからオまでの要件をいずれも満たすこと。

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であり、秋田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者であること。

イ 過去 3 年以内に秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月 9 日(金) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月15日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月27日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成24年 3 月 1 日(木)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目 1 番53号

山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市立小学校警備業務委託
- (2) 委託場所 秋田市立小学校（44校）
- (3) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
常駐は平成24年 4 月 6 日からとする。
土曜日、日曜日および祝日ならびに夏季、秋季、
冬季および春季休業期間を除く。ただし、学校で
必要とした場合はこの限りではない。
- (4) 入札参加要件
次のアからカまでの要件をいずれも満たすこと。
ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。
イ 常駐警備について、過去 3 年以内に秋田県内の法人や自
治体での受注実績があること。
ウ 警備業法（昭和47年法律第117号）第 3 条各項に掲げる
いずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認
定を受けていること。
エ 租税に滞納がないこと。
オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4
の規定に該当しないこと。
カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな
いこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月 6 日(火) 午後 2 時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成24年 3 月12日(月)
- (5) 注 意 事 項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加
すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額
に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に
係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった
契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。
ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月27日(月)までに、
次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 営業経歴書（様式 2）
- ウ 納税証明書
(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」
の発行を受けること。）
(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民
税）
(ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写し
あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替によ
り納付している場合は、納税課で交付する「市税口座
振替済のお知らせ」の提出でも可
エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
オ 警備業認定書の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるもの
は受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土
曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
秋田市教育委員会学事課
- ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市ホー
ムページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場
合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知す
る。
- (3) 指名又は選定結果は、平成24年 3 月 1 日(木)に通知する。

5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜
日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとす
る。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望
者を公募する。

平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

秋田市立土崎図書館設備保守点検業務委託
秋田市立土崎図書館昇降機保守点検業務委託

(2) 委託場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
秋田市立土崎図書館

(3) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
イ 過去 5 年の間に同規模の保守点検業務の実績があること。
ウ 租税に滞納がないこと。
エ 地方自治法施行令第167条の 4 に規定する者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時

設備保守点検業務委託	平成24年	午前 9 時30分
昇降機保守点検業務委託	3 月 9 日(金)	午前10時

(2) 入札の場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
秋田市立土崎図書館 2 階 研修室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月 9 日(金)から同月15日(木)まで

(5) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成24年 2 月17日(金)から同月23日(木)までの午前10時から午後 5 時までとする。

(2) 受付場所

秋田市立土崎図書館 事務室

(3) 提出書類

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
イ 保守点検業務実績書（様式 2）
※ 契約書および仕様書の写しを添付すること。
ウ 納税証明書（各証明書は直近のものとし、写しでも可とする。）
（ア）消費税（「納税証明書（未納税額のない証明用）」税務署で発行）
（イ）法人市民税（「納税証明書」秋田市市民税課で発行）
（ウ）固定資産税（「納税証明書」秋田市資産税課で発行）

※ 当該業務の各領収書又は「市税口座振替済のお知らせ」でも可とする。

エ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」法務局で発行）

(4) その他

ア 参加申込書（様式 1）および業務実績書（様式 2）は、土崎図書館又は秋田市ホームページ「市からのお知らせ」から入手すること。

イ 提出書類は、土崎図書館へ持参したもののみ受け付ける。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を連絡する。
(3) 指名通知および入札参加資格審査結果通知については、平成24年 2 月29日(木)までに通知する。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書等は、返却しない。
(3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市立土崎図書館
電話 018-845-0572

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 秋田市立土崎図書館電話機器賃貸借
(2) 委託場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
秋田市立土崎図書館

(3) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
イ 租税に滞納がないこと。
ウ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定する者でないこと。
エ 当該物品の納入・設置ができ賃貸借契約を行えること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 3 月 9 日(金) 午前10時30分
(2) 入札の場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
秋田市立土崎図書館 2 階 研修室
(3) 入札保証金 免除
(4) 契 約 日 平成24年 3 月 9 日(金)から同月15日(木)まで
(5) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に

限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成24年 2 月17日(金)から同月23日(木)までの午前10時から午後5時までとする。

(2) 受付場所

秋田市立土崎図書館 事務室

(3) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 納税証明書(各証明書は直近のものとし、写しでも可とする)。

エ 消費税(「納税証明書(未納税額のない証明用)」税務署で発行)

イ 法人市民税(「納税証明書」秋田市市民税課で発行)

ウ 固定資産税(「納税証明書」秋田市資産税課で発行)

※ 各領収書又は「市税口座振替済のお知らせ」でも可とする。

エ 登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」法務局で発行)

(4) その他

ア 参加申込書(様式1)は、土崎図書館又は秋田市ホームページ「市からのお知らせ」から入手すること。

イ 提出書類は、土崎図書館へ持参したもののみ受け付ける。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果通知については、平成24年 2 月29日(木)に通知する。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市立土崎図書館

電話 018-845-0572

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務内容

ア 件 名 秋田市立飯島中学校登校用車両賃貸借

イ 場 所 秋田市立飯島中学校と上新城地区

ウ 契約期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

エ 入札参加要件

次の(ア)から(ウ)までの要件をいずれも満たすこと。

(ア) 秋田市に本社を有し、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可

を受け業務を遂行できる者であること。

(イ) 道路運送法第23条に基づく運行管理者、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に基づく整備管理者その他道路運送法第3条第1号の規定による一般乗合旅客自動車運送事業および一般貸切旅客自動車運送事業を行う場合と同程度の体制がとれるよう、必要とする者を選任し従事させることができる者であること。

(ウ) ジャンボタクシーおよび小型タクシー等の乗合タクシーを複数台所有している者であること。

(エ) 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月 8 日(木) 午後2時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月14日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、入札説明書等配布資料を受領し、平成24年 2 月27日(月)までに、次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できる書類(写し可)

エ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書(写し可)に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ 運行業務代理者承認申請書

キ 実績調書

(2) 入札説明書等受領場所 秋田市教育委員会学事課

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3階
秋田市教育委員会学事課

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成24年 3 月 2 日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成24年 2 月16日(木)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件 名 (内容については、仕様書 (省略) 参照)

ア 電気設備機器バッテリー交換修繕

イ 温水ヒーター修繕 (2 基)

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)

(3) 履行期間

契約の日から平成24年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 電気設備機器バッテリー交換修繕については、秋田市建設工事入札参加資格の電気工事 A 級又は B 級に格付されている者

イ 温水ヒーター修繕 (2 基) については、秋田市建設工事入札参加資格の管工事 A 級又は B 級に格付されている者

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成24年 2 月28日(火) 午前11時

(2) 場 所 秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 落札が決定した日から平成24年 3 月 5 日(月)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成24年 2 月17日(金)から同月23日(木)まで

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前 9 時から午前11時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター

(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)

(4) 提出書類 公募型指名競争入札参加申込書 (様式 1)

(5) その他

ア 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 申請書等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成24年 2 月24日(金)までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター
電話 018-827-2171

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター
電話 018-827-2171

秋田市公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成24年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 茨島ショッピングセンター
所在地 秋田市茨島四丁目381番 2 外
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の小売業者住所の変更
小売業者名 ホーマック株式会社
(ア) 変更前 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番
41号
(イ) 変更後 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番
1 号
イ 大規模小売店舗の建物設置者代表者の変更
(ア) 変更前 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 勝浦 二郎
(イ) 変更後 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 宮地 邦明
ウ 大規模小売店舗の小売業者代表者の変更
(ア) 変更前 ホーマック株式会社
代表取締役 柴田 憲次
(イ) 変更後 ホーマック株式会社
代表取締役 石黒 靖規
- (4) 変更年月日
1 の(3)のアについては平成21年 6 月15日、イについては平
成22年 5 月18日、ウについては平成23年 3 月 1 日
- (5) 変更理由
本社移転のためと取締役会における代表取締役の異動決議
による変更のため
- 2 届出年月日 平成24年 2 月13日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成24年 2 月17日から同年 6 月18日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の
規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があったので、
同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、
次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、以下のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	入 札 参 加 要 件
教ス第 5 号 屋内多目的運動場（光沼アリーナ） 清掃業務委託	秋田市土崎港相染町 字沼端77番地	1 本市の庁舎清掃業者等登録名簿（名簿有効期限：平成24年 9 月30 日まで）に登録されている者であること。 2 次の登録業種のいずれか一つに登録されていること。 1 建築物清掃業 8 建築物環境衛生総合管理業

配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項
の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、
これを述べることができる。

平成24年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ホーマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 1 号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 広面ショッピングセンター
所在地 秋田市広面字近藤堰越50番 1 外
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の設置者および小売業者住所の変更
設置者および小売業者名 ホーマック株式会社
(ア) 変更前 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番
41号
(イ) 変更後 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番
1 号
イ 大規模小売店舗の設置者および小売業者代表者の変更
(ア) 変更前 ホーマック株式会社
代表取締役 柴田 憲次
(イ) 変更後 ホーマック株式会社
代表取締役 石黒 靖規
- (4) 変更年月日
1 の(3)のアについては平成21年 6 月15日、イについては平
成23年 3 月 1 日
- (5) 変更理由
本社移転のためと取締役会における代表取締役の異動決議
による変更のため
- 2 届出年月日 平成24年 2 月13日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成24年 2 月17日から同年 6 月18日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

教ス第57号 体育施設塵芥収集運搬業務委託	秋田市八橋本町六丁目12番20号外	1 本市の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。 2 塵芥収集車（特殊車）を2台以上保有し、運転手および作業員を4名以上雇用していること。
--------------------------	-------------------	--

- (2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- (3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火)
- 教ス第 5 号 午前11時15分
教ス第57号 午前11時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成24年 3 月19日(月)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 長期継続契約の案件であるため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
- なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- ウ 入札書の入札金額に委託期間（3 年間）の総額を記入すること。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 予定価格の10分の6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者について落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- ク 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。
- ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加をする者は、平成24年 3 月 5 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 教ス第 5 号

公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 教ス第57号

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

(イ) 業務内容調書（様式 2）

① 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

② 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。

(ウ) 一般廃棄物収集運搬許可業者であることを証明できるもの

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 2 月22日(火)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月 9 日(金)までに F A X で行う。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	入 札 参 加 要 件
教ス 第13号 八橋陸上競技場芝生 管理業務委託	秋田市八橋運 動公園 1 番10 号	1 秋田市内に、本社、支店、営業所等を有する者 2 本市の建設業者等級格付名簿において、造園工事A級に格付されており、スポーツターフの年間維持管理を2年間以上継続して実施した実績がある者又は7,000㎡以上のスポーツターフにおいて、本業務と同規模以上の管理業務を5年間以上継続して実施した実績がある者 3 建設業法に定める1級又は2級造園施工管理技士を有する者で、本業務の履行期間中に管理技術者として配置することができること。
教ス 第18号 八橋球技場芝生管理 業務委託	秋田市八橋運 動公園 1 番 1 号	
教ス 第32号 八橋健康広場芝生管 理業務委託	秋田市八橋運 動公園内	1 秋田市内に、本社、本店を有する者 2 本市の建設業者等級格付名簿において、造園工事 A 級に格付されており、スポーツターフの年間維持管理実績がある者又は7,000㎡以上のスポーツターフにおいて、本業務と同規模以上の管理業務を5年間以上継続して実施した実績がある者 3 建設業法に定める1級又は2級造園施工管理技士を有する者で、本業務の履行期間中に管理技術者として配置することができること。
教ス 第45号 スポパークかわべ芝 生等管理業務委託	秋田市河辺岩 見字萱森上野 17番地 2	

(2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

(3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成24年 3 月19日(月)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
 - オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
 - カ 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加をする者は、平成24年 3 月 5 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
 - イ 業務内容調査（様式 2）
 - (ア) 商号（名称）および代表者氏名
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
 - (イ) 従業員数
提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。
 - (ウ) 有資格者
指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。
 - ウ 業務受注状況調（様式 3）
提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績（工程および数量等）が分かるものを添付すること。)
 - エ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
 - オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 2 月22日(木)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	入 札 参 加 要 件
教ス 第27号 八橋運動公園内体育施設夜間照明設備保守点検業務委託	秋田市八橋運動公園内	1 本市の建設業者等級格付名簿において、電気工事に登録されている者
教ス 第28号 市民グラウンド夜間照明設備保守点検業務委託	秋田市新屋豊町153番 1 外	2 夜間照明設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず実績を有すること。

- (2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

- (3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成24年 3 月19日(月)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 長期継続契約の案件であるため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
 - ウ 入札書の入札金額に委託期間（3 年間）の総額を記入すること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

る。

- (3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月 9 日(金)までに F A X で行う。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者について落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 2 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 5 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務内容調書（様式 2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋

田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。)

ウ 業務受注状況調（様式 3）

提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書等の写しを添付すること。)

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 2 月22日(水)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月 9 日(金)までに F A X で行う。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	入 札 参 加 要 件
教 数 第33号 秋田市立体育館電気・ 機械設備等保守管理業 務委託	秋田市八橋本 町六丁目12番 20号	1 秋田市内に、本社、支店、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める第 1 種電気工事士および労働安全衛生法に基づく 2 級ボイラー技士以上の資格者を有する者 3 過去 2 年間に市、県、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

(2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月19日(月)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件であるため、契約の翌年度以降にお

いて予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に委託期間（3 年間）の総額を記入すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 2 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 5 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務内容調書（様式 2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。)

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。)

ウ 業務受注状況調（様式 3）

提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しを添付すること。)

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 2 月22日(水)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月 9 日(金)までに FAX で行う。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	入 札 参 加 要 件
教ス 第16号 八橋陸上競技場消防用設備保守点検業務委託	秋田市八橋運動公園 1 番10号	1 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること。 2 秋田市内に、表示登録された本社、支店、営業所等を有する者 3 次の各「類」ごとの消防設備士（第 1 類、第 4 類、第 6 類、第 7 類）が代表者又は社員として、市内の本社等に在籍していること。
教ス 第34号 秋田市立体育館消防用設備保守点検業務委託	秋田市八橋本町六丁目12番20号	
教ス 第47号 河辺地区体育施設消防用設備保守点検業務委託	秋田市河辺和田字上中野186番地ほか	
教ス 第51号 雄和地区体育施設消防用設備保守点検業務委託	秋田市雄和妙法字上大部95番地 1 ほか	

教ス 第40号 茨島体育館ほか消防用設備保守点検業務委託	秋田市茨島一丁目 4 番71号ほか	1 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること。 2 秋田市内に、表示登録された本社、支店、営業所等を有する者 3 次の各「類」ごとの消防設備士（第1類、第4類、第5類、第6類、第7類）が代表者又は社員として、市内の本社等に在籍していること。
---------------------------------	-------------------	---

(2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火) 午後 1 時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月19日(月)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件であるため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に委託期間（3 年間）の総額を記入すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 2 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 3 月 4 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務内容調書（様式 2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。)

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。)

ウ 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 2 月22日(水)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月 9 日(金)までに F A X で行う。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	入 札 参 加 要 件
教ス 第46号 スポパークかわべ浄化槽 保守管理業務	秋田市河辺岩見字萱森上 野17番地 2	本市の浄化槽保守点検登録業者であること。
教ス 第53号 北野田公園浄化槽・給水 設備保守管理業務	秋田市河辺北野田高屋字 小高地内	1 本市の浄化槽保守点検登録業者であること。 2 本市の建設業者等級格付名簿において、管工事に登録されている者

- (2) 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- (3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火) 午後 2 時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成24年 3 月19日(月)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 長期継続契約の案件であるため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
- なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- ウ 入札書の入札金額に委託期間（3 年間）の総額を記入すること。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 2 回

に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加をする者は、平成24年 3 月 5 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 2 月22日(水)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月 9 日

倫までに F A X で行う。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

秋田市保健所庁舎内に設置する飲料水自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 入札名 秋田市保健所自動販売機設置場所貸付

(2) 貸付場所および最低落札価格

物件番号	貸 付 場 所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き） ※最低落札価格
1	保健所 1 階待合ホール（正面玄関側）	1.21㎡程度	22,000円
2	保健所 1 階待合ホール（相談室側）	1.21㎡程度	22,000円

- (3) 貸付期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
 - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - エ 市税の滞納がないこと。
 - オ 法人にあっては秋田市に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。
 - カ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有し、平成22年度および平成23年度において、市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、全て誠実に履行した実績を有すること。

(5) 入札参加申込み

- ア 受付期間
平成24年 2 月22日(水)から同年 3 月 6 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
- イ 受付場所
秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
秋田市保健所保健総務課総務企画担当

(6) 指名（非指名）通知 平成24年 3 月 7 日(水)までに F A X で通知

(7) 入札

- ア 日時 平成24年 3 月14日(水) 午前10時
- イ 場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
秋田市保健所 1 階中会議室
- ウ 入札保証金 免除

(8) 契約日 落札日から平成24年 3 月19日(火)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 6 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加申込書
- イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）、

住民票の写し（個人の場合）

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

エ 誓約書（平成22年度および平成23年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付）

オ アおよびエの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札は、物件番号順に 1 物件ごとに行う。

ウ 応募する者は 1 物件しか落札できないこととし、落札後に別物件の入札がある時は以降の入札には参加できない。

エ 入札書に記載する入札金額は、1 台当たりの 1 年間の貸付料の金額とすること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札者は予定価格以上をもって入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

カ 入札、契約上の条件等については、「秋田市保健所庁舎自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市保健所保健総務課総務企画担当

電話 018-883-1170

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1か月間、秋田市商工部商工労働課において縦覧に供する。

平成24年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 大規模小売店舗の名称および所在地

- (1) 名 称 ホームック広面店
- (2) 所在地 秋田県秋田市広面字鍋沼63番1

2 提出された意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア 駐車場の周辺等の交通量の算定数値については、平成21年1月の閑散期に調査した数値で予測しており、その調査で十分との見解であるが、店の繁忙期の予測調査についても実施すべきである。

イ 東側市道の屋上駐車場出入口は交差点から近く、出入りする車両で大渋滞が懸念される。また、中学校の通学路となっており、安全面について配慮をすべきである。

ウ 西側市道の平面駐車場出入口および屋上駐車場入口については敷地内に滞留スペースがなく、渋滞が懸念される。また、道路に駐停車する車両の発生も懸念される。

特に冬期間は雪のため、道路の幅が狭くなり、通り抜ける車両同士のトラブルが懸念される。

エ 屋上駐車場は、上りが2方向設置されているが、下りは1方向の設置だけであり、地震の時などは大変危険である。

(2) 騒音の発生に関する事項

騒音に係る環境基準および工場等に係る騒音の規制基準については、基準を満たしているとの見解であるが、開店後に測定し、基準を満たさない場合は、設置者の責任において確実に対応していただきたい。

(3) 廃棄物等に関する事項

廃棄物対策については、問題がないとする見解であるが、開店後に説明との違いが発生した場合は、設置者の責任において確実に対応していただきたい。

(4) その他店舗の立地に関する事項

ア 中央道側（県道62号秋田北野田線）に出入口を設けてほしいとの要望に対し、店舗設置計画に困難との見解であるが、上記意見の概要の(1)イおよびウの理由により、駐車場出入口のある東側市道と西側市道の交通量が増加し、周辺交通環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、店舗の駐車場出入口については、中央道側（県道62号秋田北野田線）へ設置することを要望する。

イ 街並みづくり、防災対策、防犯対策等については、問題がないとする見解であるが、開店後に説明との違いが発生した場合は、設置者の責任において確実に対応していただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年 2 月22日から同年 3 月22日まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

ア 委託名

秋田市立佐竹史料館空調設備保守点検業務委託

イ 委託場所

秋田市千秋公園1番4号 秋田市立佐竹史料館

ウ 委託期間

平成24年 4 月1日から平成27年 3 月31日まで

エ 入札参加要件

(ア) 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。

(イ) 過去5年（業務が完了しているもの）の間に同規模、同種の業務実績があること。

(ウ) 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月23日(金) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市千秋公園1番4号

秋田市立佐竹史料館

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成24年 3 月28日(水)（予定）

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。

最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、最低制限価格より高い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

キ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 1 日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 空調設備保守点検業務経歴書（様式 2）

※ 契約書の写しを添付

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本

- (2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月23日(木)から同年 3 月 1 日(木)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋公園 1 番 4 号
秋田市立佐竹史料館

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年 3 月 19日(月)に F A X で行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成24年 2 月23日(木)から同年 3 月 1 日(木)まで

- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市立佐竹史料館

電話 018-832-7892

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

ア 委託名

秋田市立佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅消防設備保守点検業務委託

イ 委託場所

秋田市千秋公園 1 番 4 号（秋田市立佐竹史料館）

秋田市千秋公園 1 番39号（久保田城御隅櫓）

秋田市千秋公園 1 番 7 号（御物頭御番所）

秋田市榎山字石塚谷地297番地99（旧黒澤家住宅）

ウ 委託期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

エ 入札参加要件

(ア) 秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。

(イ) 秋田市内に本社又は登録営業所を有していること。

(ウ) 保守点検に必要な各「類」（1 類、4 類、6 類、7 類）いずれかの資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として秋田市内の本社、営業所等に合わせて 2 名以上在籍していること。ただし、2 名以上でこの各「類」を全て満たしていること。

(エ) 過去 2 年間に市、県、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

(オ) 租税に滞納がないこと。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月23日(金) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市千秋公園 1 番 4 号
秋田市立佐竹史料館

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成24年 3 月28日(水)（予定）

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。

最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入

札した者も参加できる。

キ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年3月1日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し

※ 表示登録の有効期限については、現段階で有効なもの。なお、現在の登録が委託期間の途中で満了となる場合は、登録更新手続をした上で、有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。

ウ 過去2年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し

エ 消防設備士（第1類、第4類、第6類および第7類）の免状（表裏）の写し

※ 上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として秋田市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍し、2名以上でこの各「類」を全て満たしていることを証明できるもの

オ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年2月23日(木)から同年3月1日(木)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋公園1番4号

秋田市立佐竹史料館

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年3月19日(月)にFAXで行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成24年2月23日(木)から同年3月1日(木)まで

(2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市立佐竹史料館

電話 018-832-7892

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年2月24日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）

ア 秋田市中心図書館明徳館電気・機械設備保守業務委託

イ 秋田市中心図書館明徳館建築物環境衛生一般管理業務委託

ウ 秋田市中心図書館明徳館一般廃棄物収集運搬処理業務委託

(2) 履行場所

秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市立中央図書館明徳館

(3) 履行期間

ア 秋田市中心図書館明徳館電気・機械設備保守業務委託
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

イ 秋田市中心図書館明徳館建築物環境衛生一般管理業務委託
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

ウ 秋田市中心図書館明徳館一般廃棄物収集運搬処理業務委託
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 秋田市中心図書館明徳館と同規模程度の施設で当該業務に実績があること。

イ 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時

ア 秋田市中心図書館明徳館電気・機械設備保守業務委託
平成24年3月13日(火) 午前10時

イ 秋田市中心図書館明徳館建築物環境衛生一般管理業務委託
平成24年3月13日(火) 午前11時

ウ 秋田市中心図書館明徳館一般廃棄物収集運搬処理業務委託
平成24年3月13日(火) 午前11時

(2) 入札の場所

秋田市千秋明徳町4番4号
秋田市立中央図書館明徳館 2階研修ホール

(3) 入札保証金

免除

(4) 契 約 日

落札日から平成24年3月19日(月)までに行う。

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 本案件は、長期継続契約であり、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了解の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額には、履行期間の総額を記入すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務実績調書（様式 2）

ウ 営業経歴書（様式 3）

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税および地方消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は平成23年度個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた平成23年度固定資産税

※ 申請日前 3 か月以内のもの

※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの

※ (イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可

※ 個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書

オ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※ 申請日前 3 か月以内のもの

※ 個人営業の者は、住民票

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によることとし、郵送および電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付けする。

ア 受付期間 平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月 5 日(月)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号

秋田市長 穂 積 志

ウ 申込用紙 秋田市立中央図書館明徳館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名通知に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年 3 月 7 日(水)までに行う。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市立中央図書館明徳館庶務担当

電話 018-832-9220

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第 9 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 2 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成24年 2 月27日から同年 3 月15日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年 2 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市泉中央四丁目 1 番 6 号

正光不動産株式会社

代表取締役 正木 大一

2 道路位置指定箇所

秋田市外旭川八柳二丁目273番 9、365番 5 および365番 5 地先道水路

3 道路幅員 4.00～4.93メートル

4 道路延長 34.97メートル

5 指定年月日および番号

平成24年 2 月24日 第 3 号

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 印刷機賃貸借
 (2) 業務内容 別紙仕様書（省略）のとおり
 (3) 履行場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
 秋田市保健所保健予防課
 (4) 履行期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
 (5) 入札参加要件
 ア 秋田市に本社、支店又は事業所を有し、過去に市、県、
 国又は他の地方公共団体と印刷機に係る賃貸借（保守を含
 む。）実績があること。
 イ 対象契約について、賃貸借契約を行えること（賃貸借契
 約が可能な業者とリース料率について覚書等を締結してい
 る場合を含む。）。
 ウ 本市の入札参加資格を受け、秋田市登録業者名簿に登録
 されていること。
 エ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者でな
 いこと。
 オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな
 いこと。
 カ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
 ると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月15日(木) 午前10時
 (2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
 秋田市保健所中会議室
 (3) 入札保証金 免除
 (4) 契 約 日 落札日から平成24年 3 月21日(火)まで
 (5) 注 意 事 項
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加
 すること。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
 金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額
 に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
 た額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に
 係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった
 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載
 すること。
 ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 6 日(火)までに、
 次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
 札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
 イ 実績調書（様式 2）

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 番 号 委 託 名	履行・委託 場 所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教赤業務委託第 2 号 秋田市立赤れんが郷土 館機械電気設備保守点 検業務委託	秋田市大町三丁 目 3 番21号秋田 市立赤れんが郷 土館	平成24年 4 月 1 日から平成 27年 3 月31日 まで	1 設備管理（冷暖房空気調和、給排水衛生、火災報知器等の機械設 備、電気設備および消防設備）の保守および点検整備が可能な業者 であり、同種の業務実績が過去 5 年の間に通算 3 年以上あること。 2 秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。 3 上記設備の保守点検に必要な有資格者を有していること。 4 本市に本社、支社、営業所等を有していること。

契約書の写し等業務実績が客観的に確認できる資料を添
 付すること。

- ウ 賃貸借業者との関係を証する契約書（覚書等）の写し
 入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出すること。
 あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締
 結し、リース料率の部分を伏せたものとする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるもの
 は受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 2 月27日(月)から同年 3 月 6 日(火)まで
 の土曜日および日曜日を除く、午前 9 時から正午までおよ
 び午後 1 時から午後 5 時まで

- イ 受付場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
 秋田市保健所保健予防課

- ウ 申込書等 秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加申込書のうち、入札参加者資格を満たす者に指名
 通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場
 合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡す
 る。
 (3) 指名通知および選定結果の通知は、F A Xにより行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成24年 2 月27日(月)から同年 3 月 6 日(火)までの
 土曜日および日曜日を除く、午前 9 時から正午までおよび午
 後 1 時から午後 5 時まで
 (2) 閲覧場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
 秋田市保健所保健予防課
 (3) 仕様書および設計書は、秋田市ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された書類は、返却しない。
 (3) 問合せ先
 秋田市保健所保健予防課検診担当
 電話 018-883-1176

秋田市公告

入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月28日

秋田市長 穂 積 志

教赤業務委託第 5 号 秋田市立赤れんが郷土館昇降機設備保守点検業務委託	秋田市大町三丁目 3 番 21 号秋田市立赤れんが郷土館	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第 4 条の20第 2 項に規定する昇降機検査員を当該業務に従事する者として 1 名以上配置できる者であること。 2 当該設備で事故等が発生した場合、迅速に対応できること。 3 過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と乗用エレベータの保守管理業務に係る契約を締結した実績を有する者であること。 4 本市に本社、支社、営業所等を有し、技術員が本市に常駐する者であること。
教民業務委託第 3 号 民俗芸能伝承館・旧金子家住宅消防設備保守点検業務委託	秋田市大町一丁目 3 番 30 号および 31 号 秋田市民俗芸能伝承館および旧金子家住宅	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	1 秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。 2 本市に、本社、支社、営業所等を有していること。 3 次の各「類」ごとの消防設備士（第 1 類、第 4 類、第 6 類、第 7 類）が代表者又は社員として、市内の本社等に在籍していること。
教民業務委託第 5 号 民俗芸能伝承館昇降機設備保守点検業務委託	秋田市大町一丁目 3 番 30 号秋田市民俗芸能伝承館	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第 4 条の20第 2 項に規定する昇降機検査員を当該業務に従事する者として 1 名以上配置できる者であること。 2 当該設備で事故等が発生した場合、迅速に対応できること。 3 過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と乗用エレベータの保守管理業務に係る契約を締結した実績を有する者であること。 4 本市に本社、支社、営業所等を有し、技術員が本市に常駐する者であること。
教民業務委託第 6 号 民俗芸能伝承館機械設備保守点検業務委託	秋田市大町一丁目 3 番 30 号秋田市民俗芸能伝承館	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	1 設備管理（冷暖房空調機、給水設備等の機械設備）の保守および点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績が過去 5 年の間に通算 3 年以上あること。 2 本市に本社、支社、営業所等を有していること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月23日(金)

教赤業務委託第 2 号 午前10時

教赤業務委託第 5 号 午前10時10分

教民業務委託第 3 号 午前10時20分

教民業務委託第 5 号 午前10時15分

教民業務委託第 6 号 午前10時25分

(2) 入札の場所 秋田市大町三丁目 3 番 21 号

秋田市立赤れんが郷土館 研修室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 落札が決定した日から平成24年 3 月29日(木)まで

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内

で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 6 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 機械電気設備保守点検業務委託申込者（教赤業務委託第 2 号）および消防設備保守点検業務委託申込者（教民業務委託第 3 号）

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

(イ) 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し

- (ウ) 入札参加要件 3 の在籍を証明できる書類
上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として市内の本社、支店、営業所等に在籍していることを証明できるもの
- (エ) 保守点検業務経歴書（様式 2）
- (オ) 納税証明書（写し可）
- a 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- b 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
- c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- (カ) 住民票（法人にあっては登記簿謄本）
- イ 昇降機設備保守点検業務委託申込者（教赤業務委託第 5 号および教民業務委託第 5 号）
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 配置する昇降機検査資格者の資格を証明するもの
- (ウ) 本市に本社、支社、営業所等を有していることを証明するもの（法人登記事項証明書等（写し可））および技術員の常駐を証明するもの
- (エ) 保守業務実績調書（様式 3）
- (オ) 納税証明書（写し可）
- a 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- b 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
- c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- (カ) 住民票（法人にあっては登記簿謄本）
- ウ 機械設備保守点検業務委託申込者（教民業務委託第 6 号）
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 保守点検業務経歴書（様式 2）
- (ウ) 納税証明書（写し可）
- a 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- b 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
- c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- (エ) 住民票（法人にあっては登記簿謄本）
- (2) 申込書等の提出
申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 2 月28日(火)から同年 3 月 6 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時30分から午後 4 時までとする。
- イ 受付場所
- (ア) 教赤業務委託第 2 号および同第 5 号
秋田市大町三丁目 3 番21号
秋田市立赤れんが郷土館
- (イ) 教民業務委託第 3 号、同第 5 号および同第 6 号
秋田市大町一丁目 3 番30号
秋田市民俗芸能伝承館
- ウ 申請用紙 秋田市立赤れんが郷土館又は秋田市民俗芸能伝承館のホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年 3 月 19日(月)に行う。
- 5 設計書および仕様書の入手に関する事項
- (1) 配布期間 平成24年 2 月28日(火)から同年 3 月 6 日(火)までとする。
- (2) 配布について 秋田市立赤れんが郷土館又は秋田市民俗芸能伝承館のホームページから入手すること。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
- ア 教赤業務委託第 2 号および同第 5 号
秋田市立赤れんが郷土館
電話 018-864-6851
- イ 教民業務委託第 3 号、同第 5 号および同第 6 号
秋田市民俗芸能伝承館
電話 018-866-7091

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平
賦課対象区域

広面字蓮沼（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第28号	水質分析業務委託	仁井田浄水場・豊岩浄水場および松瀬浄水場他	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 水道法第20条第 3 項の登録水質検査機関であり、水質検査を行う区域に秋田県を含んでいること。 ③ 過去 5 年間に秋田県内で水道法第20条第 1 項の水質検査の業務実績があること。 (基本的要件については、別に記載)
第29号	八橋下水道終末処理場ほか羽川・金足・仁別浄化センター水質等分析業務委託	八橋下水道終末処理場外 3 箇所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 計量証明事業者の登録（事業区分濃度）をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 過去 5 年間に秋田県内の下水道処理施設等において水質分析の業務実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月21日(火) 午前10時20分
 (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室
 (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
 (4) 契約予定日 平成24年 2 月23日(木)
 (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道事業財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
 (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月14日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

(ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し（委託第29号入札参加希望者のみ）

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

(ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し（委託第29号入札参加希望者のみ）

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）

(オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月 3 日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までと

する。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 2 月17日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
委託 第19号	秋田市河辺・雄和地区 マンホールポンプ施設 保守点検業務委託	秋田市河辺戸島字本 町41番地 3 外69か所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 本業務の従事者は次の資格を有すること。 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ●第二種電気工事士 (基本的要件については、別に記載)
委託 第20号	秋田市中心部地区マンホール ポンプ施設保守点検 業務委託	秋田市手形からみで ん地内外49か所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	
委託 第21号	秋田市南部地区マンホール ポンプ施設保守点検 業務委託	秋田市茨島二丁目1 番地内外73か所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	
委託 第22号	秋田市北部地区マンホール ポンプ施設保守点検 業務委託	秋田市金足小泉上前 地内外48か所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	
委託 第23号	秋田市仁別・下浜地区 マンホールポンプ施設 保守点検業務委託	秋田市仁別字小水沢 地内外 9 か所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	
委託 第24号	秋田市山王雨水排水ポ ンプ場保守点検業務委 託	秋田市八橋南一丁目 8 番 1 号 (秋田市山 王雨水排水ポンプ場)	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	
委託 第25号	ポンプ場保守点検業務 委託	金照寺山ポンプ場外 32か所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 本業務の従事者は、次の資格を有すること。 ●第二種電気工事士 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月15日(水) 午前10時
(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
(3) 入札保証金 免除
(4) 契約予定日 平成24年 2 月20日(月)
(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価

格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月14日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。

(2) 申込書の提出 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付 申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 2 月15日(水)から同月16日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	委 託 箇 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第16号	自記録データ回収および集計業務委託	秋田市金足小 泉字潟向27番 地内ほか56箇 所	平成24年 4 月 1 日から平成 25年 3 月31日 まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること。 ② 水量および水圧測定機器データの集計業務の実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 2 月21日(火) 午前10時10分

(2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室

(3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

(4) 契約予定日 平成24年 2 月23日(木)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低

の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道事業財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、

直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月14日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
 - ㏲ 入札参加申込書（様式 1）
 - ㏺ 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 - ㏲ 入札参加申込書（様式 1）
 - ㏺ 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
 - ㏽ 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）
 - ㏾ 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土

曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月 3 日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 2 月17日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 間	入札参加要件
第 4 号	秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市豊岩地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第 5 号	秋田市外旭川笹岡農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市外旭川字三ノ堰地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第 6 号	秋田市下北手寒川・下北手中央農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下北手地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第 7 号	秋田市下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下新城地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第 8 号	秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上新城地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第 9 号	秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上北手猿田地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第10号	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載

第11号	秋田市河辺赤平・下三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺赤平・下三内地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第12号	秋田市雄和新波・萱ヶ沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和新波・萱ヶ沢地区地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第13号	秋田市雄和向野農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和左手子地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第14号	秋田市雄和戸賀沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和戸賀沢地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
第15号	秋田市雄和種平農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和平尾鳥地内	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月21日(火) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 2 月23日(休)
- (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 秋田市上下水道事業財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があり、浄化槽技術管理者の資格者を有する業者でなければならない。
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。
- (3) 農業集落排水処理施設維持管理の業務実績があること。
- (4) 租税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

く民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月14日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
- (ウ) 技術者経歴書（様式 3）および法令による免許等（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証を含む。）の写し
- (エ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第 1 項に規定する秋田市長の登録証明書の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
- (ウ) 技術者経歴書（様式 3）および法令による免許等（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証を含む。）の写し
- (エ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第 1 項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
- (オ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）個人にあっては営業の事実を証する書類
- (カ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等は上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月 3 日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 2 月17日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第43号 仁別浄水場受電引込 盤交換修繕	秋田市仁別字堂の下16番地 2 ほか (仁別取水場・仁別浄水場・仁別配水場)	平成24年 3 月23日	電気工事B級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事B級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月15日(水) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 2 月20日(月)
- (5) 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月14日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月 3 日(金)から同月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 2 月15日(水)から同月16日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））
および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋

田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 2 月 7 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平
賦課対象区域

八橋大畑一丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月10日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第44号 御所野配水場高架タンク水位計交換修繕	秋田市御所野下堤二丁目 1 番 1 号（御所野配水場）	平成24年 3 月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事 A 級又は B 級 ② 水道施設（浄水場・配水場他）で、計装設備の施工実績があること（元請、下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級又は B 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事の A 級又は B 級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 2 月22日(水) 午前10時15分

(2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 2 月27日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額

（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月21日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までと

- する。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成24年 2 月22日(水)から同月23日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にそ

- の旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
- 秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 2 月10日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番 号 ・ 件 名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
委託 第36号 川尻庁舎消防設備保守点検業務委託	秋田上下水道局（秋田市川尻みよし町14番 8 号）	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	3 に記載
長期 第 2 号 浄、配水場消防用設備保守点検業務委託	仁井田浄水場（秋田市仁井田字新中島221番地の 2 ）ほか 3 か所	平成24年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	
長期 第 3 号 八橋下水道終末処理場消防設備保守点検業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成24年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	
長期 第 4 号 秋田市汚水中継ポンプ場消防設備保守点検業務委託	川口ポンプ場（秋田市榎山登町12番43号）ほか 5 か所	平成24年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月28日(火) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 3 月 1 日(木)
- (5) 注意事項
- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に

- 係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札に参加する者に必要な要件
- (1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- (2) 消防法施行規則に基づく消防用設備等の保守点検の実績があること。
- (3) 当該各消防用設備（各々の消防設備保守点検業務基準表等に記載された対象設備）において、点検可能な消防設備士又は消防設備点検資格者を配置できること。
- (4) 消防用設備等点検済表示登録会員であること。
- (5) 租税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- (8) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月21日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
(ウ) 配置予定資格者の免状の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し
(ウ) 配置予定資格者の免状の写し
(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）
(オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月10日(金)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 2 月24日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月10日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納入期限	賃貸借期間
長期 第 5 号	秋田市上下水道局電話交換機等賃貸借	秋田市川尻みよし町14番 8 号	平成24年 4 月 1 日	平成24年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（上記物件において、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 2 月22日(火) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 2 月27日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月21日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 2 月22日(水)から同月23日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入

札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを提出すること。）

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月10日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
委託第41号	秋田市上下水道局庁舎内外清掃業務委託	秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町14番8号）	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	秋田市総務部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「1. 建築物清掃業」又は「8. 建築物環境衛生総合管理業」の登録業種を有する者であること。 （基本的要件については、別に記載）
長期第 6 号	秋田市川口汚水中継ポンプ場清掃業務委託	秋田市上下水道局川口汚水中継ポンプ場	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	
長期第 7 号	浄水場清掃業務委託	秋田市上下水道局仁井田・豊岩浄水場	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	
委託第42号	八橋下水道終末処理場内外清掃業務委託	秋田市上下水道局八橋下水道終末処理場	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	
委託第43号	川尻庁舎ビル管理業務委託	秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町14番8号）	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	秋田市総務部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「5. 建築物飲料水貯水槽清掃業」、「7. 建築物ねずみ昆虫等防除業」および「8. 建築物環境衛生総合管理業」の登録業種の全てに登録されていること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 2 月22日(水) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 2 月27日(月)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価

格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年2月21日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格申込書（以下「申込書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。

(2) 同一の入札について、代表者が同一となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

(3) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年2月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページ

から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年2月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年2月22日(水)から同月23日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年2月10日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 間	入札参加要件
委託 第44号	秋田市上下水道局庁舎等一般廃棄物運搬業務委託	秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町14番8号）ほか3か所	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	秋田市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年2月28日(火) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室

(3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

(4) 契約予定日 平成24年3月1日(木)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最

低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に

限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年2月21日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
 - ㏐ 入札参加申込書（様式1）
 - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 - ㏐ 入札参加申込書（様式1）
 - ㏑ 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）個人にあっては営業の事実を証する書類
 - ㏒ 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年2月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書等は上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年2月10日(金)から同月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年2月24日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年2月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第50号 浄・配水場電気監視制御設備点検業務委託	秋田市仁井田字新中島 221番地2（仁井田浄水場）ほか7箇所	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級 ② 水道施設（浄水場・配水場・ポンプ場他）で監視制御設備工事、計装設備工事および保守点検業務の元請実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年2月29日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 3 月 5 日(月)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月28日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 2 月29日(水)から同年 3 月 1 日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第51号 浄・配水場電気計装設備点検業務委託	秋田市仁井田字新中島 221番地 2（仁井田浄水場）ほか 4 箇所	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事 A 級又は B 級 ② 60kv 以上の遮断器および断路器ならびに変圧器を有する特別高圧受変電所における電気設備工事および保守点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級又は B 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事の A 級又は B 級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月29日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 3 月 5 日(月)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月28日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	修 繕 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第52号	仕切弁きょう整備修繕委託	秋田市一円	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで	水道施設工事 A 級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工事の A 級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4

ア 受付期間 平成24年 2 月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 2 月29日(水)から 3 月 1 日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 2 月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

カ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2 月29日(木) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 3 月 5 日(月)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とし、落札比率（落札価格を設計額で除した値）により、請負比率を決定する。（仕切弁きょう整備工事は、1 工事各々設計に相違があるため工事代金は、完成 1 件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し消費税相当額を加えた額を精算額とする。）消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2 月28日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受

け付けない。

(3) 申込書の受付

ア 受付期間 平成24年 2 月17日(金)から同月28日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 2 月17日(金)から同月28日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 2 月29日(木)から同年 3 月 1 日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 4（省略））および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

なお、本件は、平成24年 2 月10日に公告した案件の仕様の一部を変更し、再公告するものである。

平成24年 2 月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限	賃 貸 借 期 間
長期 第 5 号	秋田市上下水道局電話交換機等 賃貸借	秋田市川尻みよし町14番 8 号	平成24年 4 月 1 日	平成24年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行え

る業者であること（上記物件において、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4

の規定に該当しない者であること。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 3 月 6 日(火) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 3 月 8 日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 5 日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式 1（省略））。を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月 5 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 3 月 6 日(火)から同月 7 日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを提出すること。）

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 2 月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
単価 第 2 号	沈砂運搬処理 処分業務	川口ポンプ場 （秋田市榎山 登町12番43号） ほか 8 か所	平成24年 4 月 1 日から平成 25年 3 月31日 まで	次の①から⑤までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）第14条第 1 項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 6 項に基づく、秋田市の許可業者であり、秋田市内に有機汚泥（含水率85%以上）の中間処分場を有すること。 ③ 4 t ダンプ（アームロール車を除く。）を配置できること。 ④ 休日にも本業務を行える体制をとれること。 ⑤ 有機汚泥の運搬および処理処分の実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 3 月15日(木)
- (5) 入 札 金 額 入札書には、1 回当たりの単価を記載すること。
- (6) 注 意 事 項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 3 月 6 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 実績調書（様式 2）
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 1 項およ

び第 6 項に基づく秋田市の許可証の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式 1）
- (イ) 実績調書（様式 2）
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 1 項および第 6 項に基づく秋田市の許可証の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）、個人にあっては営業の事実を証する書類
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月 6 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等は上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月12日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 3 月 9 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 2 月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
単価 第 3 号	八橋下水道終 末処理場脱水 ケーキ運搬業	八橋下水道終 末処理場（秋 田市八橋本町	平成24年 4 月 1 日から平成 25年 3 月31日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）第14条第 1 項に基づく、秋田市の許可を有していること。

	務委託	六丁目12番15号)	まで	② 最大積載量 8 t 以上10 t 以下の機械式密閉荷台ダンプトラック（全長9.3m以下、全幅2.6m以下、全高3.4m以下）を 2 台以上配備できること。 ③ 産業廃棄物の搬出実績があること。 （基本的要件については、別に記載）
単価 第 4 号	八橋下水道終末処理場沈砂・し渣運搬業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ② 脱着ボディー車（荷台を高さ1.9m以下の 6 m ³ ～ 8 m ³ コンテナとする。）を配備できること。 ③ 一般廃棄物の搬出実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月13日(火)
単価第 3 号 午前10時15分
単価第 4 号 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 3 月15日(木)
- (5) 入 札 金 額 入札書には、1 t 当たりの単価を記載すること。

(6) 注 意 事 項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 6 日(火)までに、

次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第14条第 1 項に規定もしくは第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 1 項に規定もしくは第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）個人にあっては営業の事実を証する書類

(オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月 6 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等は上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 2 月24日(金)から同年 3 月12日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までのとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 3 月 9 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

正 誤

平成24年 2 月10日発行秋田市公報第1041号掲載の秋田市告示第9号

(校正誤り)

誤〔4 ページ42行〕

4 秋田市副市長の専任について同意を求める件

正〔4 ページ42行〕

4 秋田市副市長の選任について同意を求める件